

岡崎市農業振興ビジョン推進委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡崎市農業振興ビジョン推進委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定める。

(目的)

第2条 委員会は、岡崎市農業振興計画（都市農業振興計画の内容を含む。以下同じ）の策定・進捗に関して調査及び審議することで総合的な農業振興施策の推進に資することを目的とする。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 農業振興計画を策定し、その実施を推進すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、農業振興に関する重要事項について調査及び審議し、農業に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第4条 委員会は委員8名以内をもって組織する。

- 2 委員会に、会長を置く。
- 3 会長は、委員の互選によるものとする。
- 4 会長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 6 委員は、農業に関し十分な知識と経験を有する者その他市長が必要と認める者の内から市長が委嘱する。
- 7 委員の任期は、3年とする。ただし、再任することができる。
- 8 委員が欠けた時は、補欠委員を置くことができる。なお、補欠委員の任期は、前任者の残存期間とする。

(会議)

第5条 委員会の会議は会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(専門部会)

第6条 委員会に、専門の事項を調査及び審議させるため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の部会員には、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者の内から、市長が任命する。

(庶務)

第7条 委員会に関する庶務は、経済振興部農務課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和元年11月20日から施行する。